

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和5年2月28日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の追加提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
発言通告について	4
議案審査結果報告について	6
申し送り事項について	6
議員への区政資料（冊子類）の配布方法変更の試行について	1 4
自転車駐輪証の配付方法の見直しについて	1 5

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和5年2月28日(火) 午後1時～午後1時42分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 富 田 た く 理事 奥 田 雅 子	理事 浅 井 くにお 理事 小 川 宗次郎 理事 太 田 哲 二 理事 藤 本 なおや
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議 長 脇 坂 たつや	副 議 長 渡 辺 富士雄
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事務局 長 内 藤 友 行 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男 担 当 書 記 出 口 克 己	事務局次長 事務代理長 久保井 悦 代 庶務係長 調査担当係長 武 士 清 亮

(午後 1 時 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、1月31日の1回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の追加提案事項について》

大泉理事 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料1を御覧ください。区長から、条例案件が2件、令和5年度補正予算が2件提出される予定です。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定です。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

《定例会の日程について》

大泉理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料2を御覧ください。区長提出の中間議決及び追加議案に係る日程を追加いたします。追加日程は網かけの部分になります。

この後、午後1時30分から議会運営委員会を開催。3月2日木曜午前9時半から本会議を開会し、議案上程、議決、委員会付託の予定。

以上の日程の追加を御提案させていただきます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料3を御覧ください。先ほど御説明したとおり、第1回定例会の本会議の日程が追加される見込みです。追加日程の会議録署名議員は網かけの部分になります。

以上です。

大泉理事 この件については、よろしくをお願いいたします。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 先ほど御説明したとおり、3月2日木曜の本会議で中間議決及び議案の追加を予定しておりますが、発言通告は、2日前に当たる本日2月28日火曜午後5時までとしてはいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、発言通告の期限については、この後開催の議会運営委員会で確認をし、了承を得ることといたします。

追加議案の案件は以上となりますが、新型コロナウイルス感染症対策の件でお諮りをしたいと思います。

2月1日の議会運営委員会では、新型コロナウイルス感染症の各種感染予防対策は、この第1回定例会中はこれまでの取組を継続することを確認していますが、皆様報道で御存じかと思えますけれども、国の方針によって、マスクの着用について、3月13日以降は個人の判断が基本となります。この1定中、3月13日は予特質疑、3月14日は予特の意見開陳、また3月15日は最終日となりますけれども、議員のマスク着用について、理事で御協議をいただきたいと思えます。

その方針としましては、まず1つ目として、マスクの着用は自由とする、2つ目に、引き続きマスクの着用をする、このいずれかになるかと思えます。また、傍聴者についてですが、区においても来庁者への着用は求めないことを確認しております。この考えから、傍聴者には3月13日以降、マスクの着用は求めないことといたします。それで、今ほど申し上げました議員のマスク着用について、御発言のある理事の方はいらっしゃいますでしょうか。

もう1度申し上げますと、マスクの着用を自由にするということと、もしくは引き続き

きこの定例会中、3月15日までの3日間ということになりますので、この間はマスクの着用をしたままとするといういずれかであろうかと思うんですけれども、何か御意見あれば伺いしたいと思います。

藤本理事 閉会までは着用するべきだというふうに私は考えます。

大泉理事 今、藤本理事からそのような御意見がございました。

島田理事 理事者のほうはどうなっていますか。

議会事務局次長事務代理庶務係長 理事者というか区長部局に関しては、職員の勤務時間中のマスクについては着用することを基本とすると。ただし、本人の意思に反しての着脱を強いることはしないというような方針が出されるということをお伺いしております。

島田理事 委員会中、本会議、議場を使う場合、理事者は何か言っていますか。

議会事務局次長事務代理庶務係長 先ほど申し上げたとおり、着用を基本とするということですので、理事者側が会議中に外すということはないと思います。

島田理事 3月13日以降ということなので、予特の質疑最終日で、その日だけマスクを外すと、7日間ずっとマスクをつけていて最終日に外すとなると、選挙前でマスクを外した写真を撮りたいという方もいると思いますが、多分半分ぐらいしか会派としてはできないと思うので、公平を期すためにも、ここで、第3・第4委員会室でやる場合には着用と。本会議はどうするかですが、先ほど藤本理事がおっしゃったように、これまでどおりでいいかなど。着用するということがいかがでしょうか。

大泉理事 今御意見をいただきまして整理をさせていただきますけれども、公平性の観点からということと、また、理事者は原則マスク着用といったこともありますので、議員に関してもマスク着用のままでよいのではないかとといった御意見であったかと思えます。そういった御意見をいただきましたけれども、その方向でよろしいでしょうか。

小川理事 確認したいんですけれども、方向性は本会議まではつけるというのはいいと思いますが、16日以降については、例えば議会に寄るとか、審議会とかある場合は、基本的には先ほど次長が言われたように個人の判断ということによろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

議会事務局次長事務代理庶務係長 今のは理事者の扱いということによろしいですか。

小川理事 我々です。

大泉理事 それは私のほうからお答えさせていただきたいと思うんですけれども、この間の第1回定例会中に、感染予防対策としてマスクの着用ですとか、そういったもろもろを決めさせていただいていたのは、この1定の最終日までといった認識でありますので、それ以降は特にこの理事会での決めというものがなければ、国の方針ということの中で、

それぞれの御判断といったことでよろしいかと思えますけれども。

小川理事 分かりました。

大泉理事 そういったことも踏まえまして、この1定中について、議員のマスク着用というのを引き続きしていくというような形で、なおかつ傍聴者についてはマスクの着用は求めないといった以上の内容で、この後開催の議会運営委員会に諮らせていただくということでもよろしいでしょうか。——それでは、そのようにこの後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《議案審査結果報告について》

大泉理事 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料4を御覧ください。令和5年第1回定例会委員会付託議案審査結果になります。

総務財政委員会、議案第16号、以上の1議案については、原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第17号から第19号、以上の3議案については、原案を可決すべきものと決定。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、本会議において議案審査結果報告書を御確認願います。

《申し送り事項について》

大泉理事 次に、申し送り事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料5を御覧ください。先日の議運理事会では、削除する事項、複数会派から提出されている事項について事務局で整理し、案文を作成することとなっております。各理事には、既にLINE WORKSで送付させていただいたものと同じ資料になります。資料を基に説明させていただきます。

1項目め、個人情報保護法の改正に伴う対応、2項目め、政務活動費、最後の8項目めの議会基本条例の検証の3項目については、先日の議運理事会で意見が出なかったのもので変更をしておりません。

3項目めの請願・陳情については、願意が満たされた場合の審査結果の取扱い、また審査に関して付託除外基準の議論や審査のルールを検討をまとめるという内容で事務局

で変更を加えております。

4項目めの持ち時間制の導入につきましては、前段部分の本旨と関係のない部分を事務局でカットしております。

5項目めの議員定数の見直しについては、議員定数の在り方について議論や検討をするという内容で事務局で変更を加えております。

6項目めの会議記録につきましては、会議録の迅速公開と、平成14年以前の過去の記録の公開という内容で変更を加えています。

7項目めのICTにつきましては、ICT活用推進検討委員会で協議した内容で、そのまま転記する形としております。

以上の内容を踏まえ、御協議のほどお願いいたします。

以上です。

大泉理事 この後協議させていただきますけれども、まず、ただいまの説明について何かございますか。——よろしいですか。

それでは、順次申し送り事項について協議をさせていただきたいと思うんですが、一括ということではなくて、1番目から順に、この項目はもう申し送りでいいという御判断をいただけるものを積み重ねて、なおかつ御意見があつて、またもうちょっと継続協議というものについては、次回の理事会でまた協議をすると、そういった形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども。

そうしましたら、そういった形の中で、まず第1項目めですけれども、個人情報保護法改正に伴う対応について、これを申し送り事項に含めるといったことについて、何か御意見ございますか。よろしいですか。——それでは、この1項目めは申し送り事項とするということにさせていただきます。

続きまして、2項目めの政務活動費について。こちらについて御意見ある理事の方はいらっしゃいますか。——では、よろしいということで、こちらも申し送り事項に含ませていただくことにいたします。

続いて3項目め、請願・陳情についてですけれども、こちらについて何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

脇坂議長 この文章の中で、「既に願意が満たされた場合の審査結果は、各会派によって解釈が異なつて」という記載がありますけれども、解釈が異なるというような認識の下で議会を運営しているわけではないというふうに思っておりますので、こういった部分の文言というのは削除した上で、ルール化の検討ということのみのような話でよろしいのではないかとこのように考えます。

以上です。

大泉理事 今、議長からそのような意見をいただきました。例えば、今解釈が異なるという文言を削るということだと、仮に、「既に願意が満たされた場合の審査結果は、杉並区議会としての対応について統一すべく協議していただきたい」、こういった形ということでもという御認識でよろしいですかね。

脇坂議長 もともと統一した対応を取っているものでありますので、そういったことも含めた制度を検討するというのであればまだ分かるんですけども、ちょっと今統一していないような書き方になってしまっているの、その書きぶりについて、もう少しシンプルに記載してもいいのではないかなというふうに考えます。

大泉理事 では、申し送りについての協議は必要であるけれども、申し送りのこの事項についての書き方について、この部分をもう1回検討する必要があるというふうな御意見で承りましたが、ほかの理事の方から御意見ありますか。

富田理事 すみません、議長の今の部分についてなんですけれども、統一されているという認識だというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、含意が満たされている場合は不採択にするか採択にするかというのは、各会派で立場がばらばらになっていると思うんです。その部分について統一したほうがいいんじゃないのかという意味合いのことだと思うんですけども。ちょっと僕の認識が違いますかね。

脇坂議長 実際の今の議会運営の運用としては、願意が満たされているものについては不採択ということで議会を運営しているということを申し上げているのであって、それに対して、今の運用に対して、今富田理事がおっしゃったのは異を唱えているというものだと思いますので、その部分は今ちょっと話しているところがかみ合っていないのかなと思うんですけども。

大泉理事 まさに今この状態が、統一されていないということを表しているのかなというふうに思いまして、その辺が課題として申し送るという認識なのかなとは思いますが。ただ、これについては一応継続協議にさせていただいて、書きぶりについてもう一度改めて検討すると。

富田理事 特にその書き方とかというところは、あまり僕もこだわってはいないんですけども、こちらとしては、願意が満たされているものだったら採択すべきという、そういう会派の方針というんですか、そういうのののっとなってやってきたものなので、その辺を統一したほうが良いという御意見なわけですよ、これって。すみません、書きぶりについてはそんなにはこだわりはありませんということだけです。

大泉理事 今、富田理事から御発言いただきましたけれども、そういったものも包含でき

のような表現方法をちょっと検討したいと思いますので、こちらについては継続協議とさせていただきますと思います。

富田理事 すみません、この請願・陳情についての後半部分についてなんですけれども、「陳情付託除外基準の議論」というところで、私たちとしては除外基準はつくるべきではないという立場であるので、特にこれは申し送り事項に入れなくてほしいなというふうに思っています。削除すべきというふうに思いますが、いかがですか。

大泉理事 そういった意見がございました。これまでの経緯として、これはもう明らかに杉並区議会に対しての陳情ということで受けとめにくいようなものに対してどうするかというところから出てきたものかというふうに理解しておりますので、これについての協議も必要であろうかと思いますが、それは今の段階でできていないということを含めて申し送りということだと思っております。ですので、次回の理事会なりで結論を出すということであったとしても、いずれにしても、その請願・陳情についての申し送りについて必要な部分があるかと思うので、それも含めて、その書きぶりの部分をもう一度検討させていただこうかと思えます。そういったことでよろしいでしょうか。

それでは、4番目に移らせていただいて、一般質問及び質疑・討論の持ち時間制の導入についてという部分ですけれども、こちらについて御意見のある方はいらっしゃいますか。

藤本理事 そうね、すごいね。大丈夫なのかなとは思いますがね。みんながいいと言うならいいけれども、少数会派も含めてね。

大泉理事 そうですね。今、藤本理事から御発言いただきましたけれども、これを含めるということについて、理事会の決定というところが前提としてありますけれども、少数会派の方々の意見もそういったところの中で大丈夫なのかという御意見だと思います。

富田理事 すみません、この年間の持ち時間の検討というのは、我が会派は必要ないと思っております。なので、これは申し送り事項には入れるべきではないというふうに思っています。

大泉理事 今そういった御意見がございましたけれども、そもそもちょっとこれは申し送りというところに持っていくべきではないのじゃないかという御意見でございます。

小川理事 今まで議論した中で、質疑、例えば予算、決算の意見開陳も含めて、過去は時間的な制限はなかった。それで、今は20分という経緯もある。そして、予算委員会、決算委員会についても、一般質問も基本的にはおおむね30分以内、予算・決算委員会については時間制で進めているということを考えると、一般質問だけが回数制がないというのは少し考える必要があるのかなということで検討していただきたいと。ただ、

全般的に言えるのは、全てのものについて、予算、決算の意見開陳は人数関係なくおおむね20分ですよね。それも含めて検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

大泉理事 この件について、この是非というのはいろいろ御意見があろうかと思うんですけども、確かに理事会の全会一致ということ的前提として申し送るということですから、この持ち時間制度の導入を決めていくということで申し送るということではなく、そういったことも踏まえた協議をするべきだというような意味合いでの申し送りということですよ。当然、現実を決めていく上では、理事会だけでということよりも、やはり少数会派の御意見なんかも伺っておいた上で決めていくということが望ましいという部分はあるかと思いますが、今の時点で、理事会での時間制導入の決定ということではなく、そういったことも含めて協議をすべきだということの申し送りという意味合いだということですね。ここで協議するというよりは、次の新生議会で協議をして、その結果どうなるかというのはそのときの議会に委ねるというような意味合いで、これはどうですか、富田理事。

富田理事 本会議での質疑、一般質問とかということですよ。それを年間で持ち時間を導入するというのは全く必要がないと思うんですよ。それを導入することによって、それがどんどん削られると、発言する時間が制限されることになりかねないなという、そういうリスクも感じます。今、おおむね30分という形で、それぞれ30分以内に収めろというよりはおおむね30分で行ってくださいというところで一定理解はされているのと、あとは、定例会のときに一般質問をするかどうかは各議員の、会派側の判断ですので、それを何か持ち時間をつけるというのはすごく、今の本会議の議会運営の中ではなじまないと思いますし、これをわざわざ次の新生議会で申し送りとして送ること自体が、私は違和感を感じます。次の新生議会の中でまたこういう議論をしていこうというお話が上がって、その場で議論されるならいいんですけども、申し送りの中に含める必要性はないと思います。

大泉理事 今そういった意見がありましたので、一旦これは継続にさせていただいて、その時間の表現ということも含めて、もう一度ちょっと書きぶりを変えさせていただいたものを改めて理事会に諮らせていただいて、なおそこで申し送りに含めるべきかどうかということの御判断、また意見を聞くというような形でよろしいでしょうか。――では、こちらの件についても継続というふうな形にさせていただきます。

なお、この後予定されている議会運営委員会が迫っておりますので、円滑な進行に御協力いただけると大変ありがたいと思います。

続いて、5番目の議員定数の見直しなどについてというところですが、これについて御意見のある理事はいらっしゃいますか。

藤本理事 おおむねいいんですけれども、この中で、「改選後、速やかに議会運営委員会などで」と、検討する場がべた打ちになっているんですが、議運だと交渉会派しか入れないので、これはよろしくないと思いますから、この場所は決めないで、「速やかにあり方について議論し」という形にさせていただければと思います。

島田理事 「改選後、速やかに」というのはなかなか難しいのではないかと。新人もいて、議会の経験もない中で議論に参加するというのはなかなか難しいと思います。少なくとも1年、2年ぐらい経過して、大体どんな状況かというのが分かってくると思いますので、「改選後、速やかに」はなかなか難しいかなというふうに考えております。

それから、先ほどの3番、4番もそうですが、なかなか意見の一致というか、申し送りとして中身がまとまらない状況だと思います。この3番、4番、5番は、最後の8番の議会基本条例の検証の中で項目として残しておくとか、そんな方法でもいいんじゃないかなというふうには思います。まとまらないよりも、こういう懸念があるということ、もうちょっと玉虫色に平たい表現で入れていただいたほうがまとまりやすいのかなというふうに思います。

大泉理事 今、島田理事からそのような御意見がございましたけれども、今の御提案ですと、3番、4番、5番の項目を8番の議会基本条例の検証についてに包含させるというような御意見であったかと思います。

島田理事 時間のない中申し訳ありませんが、特に5番の最後の「根拠条例の裏付けの明確化」、これは議会基本条例をつくる時にも結構議論された箇所かと思います。それでなかなかまとまらなかったということもありますので、それをまたそちらで協議していただくというふうな状況のほうがいいのではないかとというふうにも考えております。

大泉理事 時間もないので集約させていただくと、一旦この3番、4番、5番は8番に項目として包含させるということで次回に提案をさせていただくというふうな形ではいかがかと思うんですけれども、何か御意見はございますか。

藤本理事 そうしたら、政務活動費だってこの項目を立てているんだから、そんなことを言ったら全部そういうふうになっちゃうわけでしょう。

大泉理事 なるほど。

島田理事 意見が一致しているものはそのままいっちゃっていいと思うんですけれども、3番、4番、5番はかなり難しい、本当にこれをまとめようと思ったら、表現がすごい項目だけになりそうな表現になっちゃうと思うんですよね。それは申し送り事項として

どうなのかという部分もありますので、それは項目として8番に入れたらどうかという提案です。

大泉理事 そもそも一致が見られなかった場合には含めないというようなところになるろうかと思うんですけれども、今、少なくとも3番、4番、5番についてはそういった意見のこの場での一致がちょっと見られないということなので、そういったことも踏まえて3、4、5、また8番に含めるのかどうかということも一致が見られなければ見送りということになりますので、一旦ここでは継続という形にさせていただいて、次回理事会までにそれぞれの分けた案と、また包含した案とということ、また御意見を伺うというようにさせていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

藤本理事 議員定数の見直しについて反対されている会派がいるんですか。今の議論の中では私は見当たらなかったんですけれども、明確に反対されている方がいるのであれば、そういうことにさせていただいても結構なんです。

大泉理事 今までの議論については、この文言に対して、「改選後」の次から、「速やかに議会運営委員会などで」というところまでが、やっぱりちょっとこれはいろいろ問題があるのじゃないか、問題というわけではないですけれども。

藤本理事 そこだけ修正してもらえればということでお話ししているのであって、この項目自体を申し送り事項として入れるべきではないという明確な反対意見というのは、これまでの議論の中では見えなかったんですけれども。

大泉理事 1点だけ、「根拠条例の裏付けの明確化」というところが、これまでの議会基本条例を策定していく間に、このあたりもいろいろと協議、議論があったといったことはありましたけれども、藤本理事がおっしゃるとおりの明確な反対ということではなからうかと思えます。

藤本理事 ということです。ですから、それを基本条例の見直し、検証の中に入れるのではなくて、別項目としてしっかりと立ててもらいたいというのが私どもの意見です。

大泉理事 では、今、藤本理事からそういう御意見がありましたので改めて皆さんにお伺いしますけれども、この議員定数の見直しの部分については、この文言の中の「速やかに議会運営委員会などで」というところを削除して、「改選後に議員定数のあり方について議論し」というところに続けていくといったことの中で、残すということについてどうでしょうか。

島田理事 「改選後」は要らないんじゃないの。申し送りだから改選後になる。

大泉理事 そうですね。そこもなしということについて。

富田理事 議員定数についての議論というのは、結局、これは議員定数を削減していく議

論をしようという内容なんですかね。そうではないということですかね。

藤本理事 そうではない。23年度に自治法が改正されて、議員定数の条件が撤廃されています。48人の根拠が今ないわけです。それを含めて、現行の48人がベストなのかどうかということを議論しましょうと言っているわけです。

富田理事 基本的に私は今の48人は逆に少ないのじゃないかという立場でいますので、ただ、議員定数を削減する前提でこの議論をしたほうが良いという話であればそこは反対ですけれども……。

藤本理事 そんなことはどこにも書いていない。

富田理事 なので、今お話をしているのは、そういう話でなければ、議論をしていくということに対しては、共産党としてもこの文章に対して反対というふうにはならないというふうに思います。

大泉理事 当然減らす、もしくは増やすというそれぞれの議論があろうかと思うんですけども、今回の申し送りに関しては、それも含めて議論をするということ、議員定数の在り方について議論するというのが主眼ということなので、ここでそういった先ほど文言を削らせていただいたものでよろしいということであれば、これは申し送り事項にいたしたいと思いますが、またもう少し協議をしたほうが良いということであれば、このまま継続というふうにさせていただきたいと思います。

小川理事 すみません、時間がない中で。ごめんなさい、これは多分私たちのあれなので、「速やか」という言葉は確かに、「速やか」を消して、先ほど大泉理事が言ったとおりでいいかと思うんですけども。私も、どうせならこれを残して、もう一度言いますけれども、議員定数を削減とかいうふうな意味合いで書いたわけではございません。逆に、増やせという議論も出てくるかもしれません。トータル的に、ここに書いてあるように根拠がないから、きちっとそれを議論して、48名でいくのか、52名でいくのか、何名でいくのかという議論をしていきたいと思いますというものの解釈を受け止めていただければと思っています。

以上です。

大泉理事 それでは、これを今申し上げた「改選後、速やかに議会運営委員会などで」という文言を削除したもので、申し送りとして含めるということにこの場で一致が見られるかということですけども、見られない場合は一旦は継続とさせていただいた上で、また御判断をいただきたいと思うんですが、この場で申し送りという形に含めるということで、異論のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。——そうしましたら、この5番についてはその文言の削除はございますけれども、それをした上で申し送り

に含めるという形にさせていただきます。

時間がもう過ぎてしまっておりますけれども、続いての会議記録についてです。こちらについて、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。——こちらはよろしいですか。では、これは申し送りに含めるという形にさせていただきます。

続いて、ICTの活用及び推進についての項目についてですけれども、こちらに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。——よろしいですか。では、こちらも含ませていただきます。

最後の8番目、議会基本条例の検証についてということですが、こちらについて御意見のある方はいらっしゃいますか。

脇坂議長 これは事務局に聞きたいんですけれども、申し送りをするのはいつの予定ですか。「施行からまもなく1年が経過する」というのは、出す日にちによるかなというだけのことなので、そのことだけの確認です。

大泉理事 今議長からありました。確かに、この「施行からまもなく1年が」というところを、時期のずれがないような表現に変えるということでもよろしいでしょうかね。

脇坂議長 書きぶりを後でいじっていただければ大丈夫です。

大泉理事 一旦そこを訂正したものを次回に出していただくということで、これは継続という形にさせていただきます。

そうしましたら、いろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。申し送り事項について、今回決定をしたものについてはそういう形にさせていただきます。また、継続となっている3番、4番、8番については、また次回の理事会でということでも継続協議とさせていただきたいと思っております。そういった形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 では、そのようにさせていただきます。

《議員への区政資料（冊子類）の配布方法変更の試行について》

大泉理事 次に、議員への区政資料（冊子類）の配布方法変更の施行について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料6を御覧ください。区のデジタル化の推進の方針及び区議会のペーパーレス化の推進の流れを受け、令和5年改選後からの議員への区政資料の冊子の配付方法の変更を試行で行うものになります。なお、現在、議案や委員会資料として配付されているものは、今回の試行の対象外となります。

表を御覧ください。上段は、新議員への配付になります。令和4年の改選時では97冊、

段ボールにして約1箱半ほどの量があったんですが、それを新議員に1セットずつ、所管から冊子で受け取り、集約して配付しておりました。4月の改選に向けましては、資料2枚目の一覧のように、区ホームページの掲載場所のURLなどを記載した一覧を配付し、リンク先より入手していただくという運用とします。

なお、これまで同様紙媒体が必要な場合は、直接所管へ御連絡をいただくことで入手できることを御案内いたします。

下段につきましては、これまで議員ポストに投函されていた冊子は、LINE WORKSにURL等のリンク先を周知することといたします。また、紙媒体が必要な場合は、直接所管へ御請求いただくことで入手することができます。

備考でございますとおり、電子の配付になじまない資料や、区のホームページに公表していない資料については、これまでどおり紙の配付となります。

その他、備考の内容は御確認ください。

試行期間として5月から8月を予定しており、8月以降、試行期間の結果など、理事会で御意見をいただき、その後の配付方法につきましては、いただいた御意見を基に検証することといたします。

以上です。

大泉理事 今、試行ということで御説明ありました。ただいまの説明について、何かございますか。

富田理事 LINE WORKSやSideBooksには掲載しないというふうになっているんですけども、SideBooks等に掲載されていると、すごく見る側としては楽なんですけれども、そこに掲載されない理由は何でしょうか。

議会事務局次長事務代理庶務係長 まず1つは容量の問題というところと、あとは冊子がどんどん改定されているときに、バージョン管理をどうするかというところの課題がございます。原本は統一した区のホームページというふうに考えてございます。

大泉理事 そのほかに何かございますか。——それでは、この件については説明のとおりとなりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。会派所属議員の皆様にも、その旨御伝達をお願いいたします。

《自転車駐輪証の配付方法の見直しについて》

大泉理事 次に、自転車駐輪証の配付方法の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料7を御覧ください。区庁舎に自転車でいらした来

庁者は、自転車駐車券を窓口に提示し、確認印を受ける必要がございますが、登庁頻度の多い議員の議会関係者などにつきましては、この確認印を省略する代わりに、指定車駐車証、以下駐輪証と言いますが、そちらを交付し、自転車に貼り付けていただくことでそれを省略しております。これまで配付している駐輪証には管理番号などがなく、駐輪証を見ただけでは誰の自転車か分からないという状態になってございます。

そこで、令和5年の改選以降、駐輪証に番号を付番した上でお配りし、番号を事務局と駐輪場を管理する経理課で共有することに改めるものです。

その他、細かな運用方法につきましては、資料にて御確認ください。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、説明のとおりとなりますので、御承知おきください。また、会派所属議員の皆様にも、その旨の御伝達をお願いいたします。

ほかに何かございますか。

渡辺副議長 さっきの冊子のあれなんですけれども、上記冊子のデータはLINE WORKS、SideBooksには掲載しないということなんです、SideBooks並みの、ホームページだと、本当に量が多いとずっと上にページ送りが必要なんですね。なので、今後のことでいいんですけれども、SideBooks並みに冊子を見やすくして掲載してほしいというか。そうしないと、量が多いやつはずっと追っていかなきやならないというんですかね。ということちょっとお願いをしたいということです。

以上です。

議会事務局次長事務代理庶務係長 御要望として承りますが、ちょっと対応がどうなるかとは思います。

渡辺副議長 今はできないと思いますけれども、要するに、これからペーパーレスがどんどん進んできて、分厚い資料がずっとあったときに、それこそホームページをずっと、今、SideBooksは横に冊子感覚で見られますけれども、そうじゃない状況を、大量の文章を見るなんてかなりしんどい話になってきますので、将来的にはそういう形でやれるように、システムをやっていただきたいということです。

以上です。

大泉理事 この点については、対応は技術的なこともあろうかと思うので、御意見があったということを踏まえて、また検討していただくということをお願いしたいと思います。

そのほかは何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 1時42分 閉会)